

総務常任委員長報告

令和4年12月16日

今期定例会において、総務常任委員会に審査付託となりました議案6件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会では、去る12月9日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第102号「三次市行政組織条例及び三次市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）」については、「この条例改正の発端となっている本市が広島県水道広域連合企業団の構成団体となることそのものに反対であり、広域化する組織において、安全な水が確実に供給できるのか未だに不安である。また、本市の水道局施設が同企業団に譲渡された後の管理方法や、組織の監査体制の詳細が見えてこないなどの状況では、企業団設立に伴う本市の組織機構の変更は容認できない」とした意見や「三次市議会は、既に本市が構成団体となつた広島県水道広域連合企業団の設立に関しては、議決しており、それに伴う本市の組織機構の変更は必然的なものである」との意見が出されましたが、審査の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

次に議案第102号を除く、議案第99号「三次市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）」ほか4議案は、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において、各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第99号「三次市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）」については、個人情報保護に万全を期するため、個人情報の保護に関する法律の目的に沿った職員研修の充実や、個人情報の安全管理のための積極的な措置を講じること。

議案第106号「工事請負契約の締結について」は、外部委託している設計業務の成果物においても、市が積極的に関わりを持つように努めること。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。